

## 報告第2号

### 専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

### 専決処分第4号

#### 専 決 処 分 書

工事請負変更契約の締結について、「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年3月18日

幕別町長 飯田 晴義

### 工事請負変更契約の締結について

幕別町は、次により工事請負変更契約を締結するものとする。

- |            |                                                                                    |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 変更契約の目的  | 相川20号橋改修工事                                                                         |
| 2 変更契約の金額  | 変更前の金額 167,200,000円<br>変更後の金額 170,665,000円<br>増 加 額 3,465,000円<br>増 加 率 100分の2.072 |
| 3 変更契約の相手方 | 中川郡幕別町旭町91番地<br>藤原工業株式会社<br>代表取締役 藤原 治                                             |